平成２２年（フ）第９８５号
千葉県柏市藤心４丁目13番４号
債務者　押田　廣子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２４４号
千葉県松戸市常盤平陣屋前11番地の14コーポ寿105号
債務者　三浦美恵子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２６４号
千葉県柏市かやの町２番６号　豊四季台グリーンハイツ１―205号
債務者　久保　　章
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３０１号
千葉県松戸市主水新田476番地の９
債務者　米澤　清美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６４号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字東種本８番地１　兼平アパート６号
債務者　稲田　和男
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第８１号
青森県弘前市大字宮川２丁目２番地４
債務者　上田　堅吉
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１６８号
神戸市中央区下山手通４丁目10番21―901号
債務者　三木　理正
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０号
長崎県島原市上折橋町甲1426番地１
債務者　永石　敏彦
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
長崎県南島原市布津町甲1211番地1212番地合併第１
債務者　宮﨑　靖代
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
山口県下関市長府川端２丁目14番８号
債務者　蜂谷　真紀
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
山口県下関市幡生本町６番５号、前住所山口県下関市長府満珠町47番30号
債務者　浦田　康隆
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
山口県下関市金比羅町30番３号
債務者　宮崎　　豊
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
神奈川県逗子市久木３丁目７番２号　村松アパート202
債務者　高安　茂規
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９０号
長崎県佐世保市相浦町2217番地２、旧住所長崎県佐世保市白岳町1403番地
債務者　谷川　　香（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
長崎県佐世保市峰坂町350番地　左室、旧住所長崎県佐世保市広田１丁目22番18号
債務者　妹尾　美香
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１号
福岡県京都郡みやこ町勝山箕田333番地　三島団地４―402号
債務者　大平　　良
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
愛知県豊橋市飯村南１丁目３番地の11　102
債務者　西谷　友里
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月４日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部